

# 岡垣町障害者就労施設等からの物品等の調達方針

## 1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」）第9条第1項の規定に基づき、岡垣町における障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図るため、下記のとおり調達方針を定める。

## 2 適用範囲

この方針は、岡垣町の全組織を対象とする。

## 3 対象となる障害者就労施設等

対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等
  - ア 就労継続支援事業所（A型、B型）
  - イ 就労移行支援事業所
  - ウ 生活介護事業所
  - エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
  - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者優先調達推進法施行令に基づく事業所
  - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
  - イ 重度障がい者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）
    - ①障がいのある人の雇用者数が5人以上
    - ②障がいのある人の割合が従業員の20%以上
    - ③雇用された障がいのある人に占める重度身体障がいのある人、知的障がいのある人及び精神障がいのある人の割合が30%以上
- (3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

## 4 調達する品目等の種類

特に分野を限定することなく、調達に努める。

## **5 調達推進方法**

- (1) 障害者就労施設等から物品等の調達を推進するために、全庁的な取組みを推進する。
- (2) 障害者就労施設等が提供する物品等の内容など、その調達の推進のために必要な情報提供を行う。

## **6 調達の目標**

前年度実績を目標として設定し、それを上回るよう努める。

## **7 調達実績の公表**

この調達方針に基づき本年度に調達した物品等の実績は、年度終了後に町のホームページ等を通じて公表する。